

嶺南広域行政組合行政組織規則

平成 9 年 7 月 1 日

規 則 第 2 号

改正 平成14年 3 月 27日規則第2号

平成18年 3 月 31日規則第1号

平成23年 4 月 1 日規則第1号

令和 4 年 4 月 1 日規則第1号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、管理者の事務部局の組織を系統的に定めるとともに、その所掌事務を明確にし、もって行政事務の適正かつ能率的な運営を図ることを目的とする。

(行政機能の発揮)

第2条 補助機関は、管理者の統括の下に相互の連携を図り、一体として行政機能を発揮するよう努めなければならない。

(特別の組織等)

第3条 管理者は、臨時又は特別な事務で、この規則で定める組織により処理することが困難又は不適當なものについては、特定の職員等を指定し、又は委員会等を設置してこれを処理させることができる。

2 前項の職又は組織の設置は、規則又は訓令によるものとする。

第2章 補助機関の組織等

(組織)

第4条 管理者の権限に属する事務を分掌処理させるため、次の係を置く。

総務係

企画係

(係の分掌事務)

第5条 係の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

総務係

- (1) 職員の進退及び身分に関すること。
- (2) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- (3) 補助機関の組織及び職務権限に関すること。
- (4) 例規類の制定及び改廃に関すること。

- (5) 予算その他の財務に関すること。
- (6) 財産の取得、管理及び処分に関すること。
- (7) 公印の管守に関すること。
- (8) 文書の管理に関すること。
- (9) 組合議会に関すること。
- (10) 監査委員に関すること。
- (11) 管理者会、幹事会に関すること。
- (12) その他、企画係に属さない事務に関すること。

企画係

- (1) 圏域の総合企画に関すること。
- (2) 県及び関係市町との連絡調整に関すること。
- (3) 嶺南地域の鉄道整備促進基金の設置及び管理に関すること。
- (4) 嶺南地域の振興促進基金の設置及び管理に関すること。
- (5) 嶺南地域の公共交通機関の利用促進に関すること。
- (6) 嶺南地域の有害鳥獣処理施設の管理に関すること。
- (7) 嶺南地域の活性化推進に係る事務に関すること。
- (8) その他、広域行政の推進に必要な調査研究に関すること。

第3章 職制

(職制)

第6条 次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務はそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
事務局長	上司の命を受け、事務局の事務を掌理し、事務局の職員を指揮監督する。
事務局次長	事務局長を補佐し、上司の命を受け、事務局の職員を指揮監督する。
主 幹	上司の命を受け、特に指定された事務を行うほか、事務局長及び事務局次長を補佐し、担当事務を統括する。
次長補佐	事務局長及び事務局次長を補佐し、上司の命を受け、担当事務を統括する。
係 長	上司の命を受け、係の事務を統括する。

主 査	上司の命を受け、専門的な事務又は技術を処理する。
主 事	上司の命を受け、担当する事務又は技術を処理する。
その他の職員	上司から命じられた事務に従事する。

(職の発令)

第7条 前条に規定する職は、管理者の属する市町の職員の例により管理者がめいずるものとする。

(事務分担)

第8条 事務局長は、事務分担表を作成して管理者に提出しなければならない。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年3月27日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年4月1日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。